⑵　当機構東日本地区における「土木工事」及び「建築工事」に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　当機構東日本地区における「土木工事」及び「建築工事」に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、共に1,200点（⑸②㈠の共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が共に1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　次の①又は②の資格を有する者であること。

①　単独申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合

㈠、㈡及び㈢の条件を満たす者（㈡に該当する場合は、㈡及び㈢の条件を満たす者）

㈠　「土木設計」及び「建築設計」に関して公共団体等協議の業務実績を有する者

㈡　整地工、排水工及び道路工を含んだ土木工事の施工実績を有する者（但し、同一工区内でなくても可）

㈢　ＲＣ造共同住宅（20戸以上）の施工実績を有する者

㈡　建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは２者以内とする。）

ａ　当機構東日本地区における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者

ｂ　㈠の条件を満たす者

②　共同申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合（共同申込みによる共同企業体の構成員数は、建設コンサルタントを除き、３者以内とする。）

㈠　共同企業体の構成員（代表者含む）は、①の条件を満たす者（㈡に該当する場合は、①㈡及び①㈢の条件を満たす者）

㈡　建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは２者以内とする。）

ａ　当機構東日本地区における平成25・26年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者

ｂ　①㈠の条件を満たす者

㈢　本業務の企画競争に参加を希望し、参加表明書を提出しようとする共同企業体は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年12月27日付震災復興推進役公示、当機構ホームページで閲覧のこと。）に示すところにより、震災復興推進役から石巻市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

⑹　参加表明書の提出期限の日から見積合せの時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑺　参加表明書の提出期限の日から見積合せの時までの期間に、石巻市から指名停止の措置を受けていない者であること。

⑻　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑽　次に掲げる基準を満たす技術者を専任で配置できる者であること。ただし、①及び②の兼任は可とする。なお、共同企業体の場合、①については代表者から選定すること。

①　本業務全般を管理する統括管理技術者

㈠　整地工、排水工及び道路工のいずれかを含んだ土木工事の調査・設計業務又は工事において、指導的立場（設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人）で従事した経験を有する者であること。

㈡　申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　工事施工に係る主任技術者又は監理技術者

㈠　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

㈡　平成10年４月１日から参加表明書の提出期限までに、担当技術者（一級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、整地工、排水工及び道路工のいずれかを含んだ土木工事を元請けとして施工完了した工事の実績を有すること。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈣　申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは、参加表明書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑾　追加工事については、次の①及び②に掲げる条件を満たすこと。

①　施工　工事施工にあたっては、次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を追加工事の契約締結に合わせて専任で配置できること。（共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員（分担施工の場合は、追加工事を分担する構成員）が配置できること。

㈠　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

㈡　平成10年４月１日から参加表明書の提出期限までに、担当技術者（１級建築施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、ＲＣ造共同住宅（20戸以上）を元請けとして施工完了した工事の実績を有すること。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

②　設計　設計にあたっては、次の㈠から㈢の条件を満たす者に実施設計を行わせることができること。

㈠　一級建築士事務所登録のある者。

㈡　参加表明書の提出期限までに、ＲＣ造の共同住宅（20戸以上）の設計が完了した実績を有する者。

㈢　当機構東日本地区における平成25・26年度「建築設計」に係る一般競争参加資格の認定を受けている者。

⑿　次に掲げる基準を満たす技術者を各業務の請負契約締結に合わせて配置できること。なお、兼任は可とするが、「土木設計業務」に係る管理技術者及び照査技術者は兼任できない。また、常駐、専任ともに不要である。

①　測量業務に係る主任技術者　測量法（昭和24年法律第188号）に基づき登録された測量士の資格を有する者

②　地質調査に係る主任技術者　地質調査に関する知識を有する者

③　土木設計業務に係る管理技術者及び照査技術者　下記のいずれかの資格を有し、登録を行っている者

㈠　技術士（建設部門又は総合技術監理部門　建設）

㈡　ＲＣＣＭ

㈢　㈠及び㈡と同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

④　その他関連法令で定める技術者等を必要な期間配置できること。

３　技術提案書に求める内容は以下のとおりとする。

⑴　マネジメントの執行体制及び実施方法

⑵　早期及び次期工事並びに追加工事の早期整備に向けた工事手順

⑶　盛土材料を含む宅地の品質及び追加工事の品質確保方策